

個人情報保護委員会（第209回）議事概要

- 1 日時：令和4年7月13日（水）14：30～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、浅井委員、藤原委員、梶田委員、高村委員
松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、森川総務課長、栗原参事官、香月参事官、吉屋参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

4 議事の概要

- (1) 議題1：「特定個人情報保護評価の実施手順」資料の公表について
事務局から、資料に基づき説明を行った。

梶田委員から「本資料は、より運用面に焦点を当て、評価実施機関の担当者に対して、保護評価の手順等についてわかりやすく示した内容であり、有益なものと考えている。新たに保護評価の事務を担う方々におかれては、本資料を活用して、評価を円滑かつ適切に実施していただきたい。事務局においては、本資料を様々な機会や媒体で積極的に周知してほしい」旨の発言があった。

浅井委員から「本資料は、評価書の作成時に活用いただくだけでなく、実運用の過程におけるPDCAサイクルのどの段階においても活用いただくべきものとする。事務局においては、本資料の有用性をより広く捉え、評価実施機関に対して、幅広い機会を活用いただくよう促してほしい」旨の発言があった。

丹野委員長から「行政機関等が、保護評価制度に基づきリスクを軽減する措置等を講ずることは、特定個人情報の漏えい等の防止や個人のプライバシー等の権利利益の保護につながる。また、行政機関等が評価書を公表することが、番号制度に対する国民の安心感及び信頼感の醸成につながる。行政機関等においては、保護評価制度の意義について改めて認識して、制度の運用を担っていただきたい。事務局においては、本資料の活用について周知する際に、制度全体の意義についても併せて周知してほしい」旨の発言があった。

資料について、所要の手続を進めることとなった。

- (2) 議題2：尼崎市USBメモリ紛失事案の対応方針について
事務局から、資料に基づき説明を行った。

中村委員から「現在、地方公共団体の個人情報の取扱いについては、各団体の条例の管轄下にあるが、来年度からは個人情報保護法が地方公共団体にも適用され、全国共通のルール及び安全基準が求められ、委員会が監視を行うこととなる。各団体におかれては、個人情報の取扱い及び安全管理措置

の確保について、求められる水準を満たしているかについて点検等しながら、改正法の施行準備に取り組んでいただきたい。本事案は、その重大性に加え世間の関心も高いことから、これを機に事業者や地方公共団体等が、安全管理措置や委託先の監督の重要性等を改めて認識することが重要である。事務局においては、方針案のとおりしっかりと注意喚起をして、来年度に向けた体制整備を行うとともに、本件への対応から得た知見を、来年度以降の委員会の活動にいかしていく等、業務面での準備を進めてほしい」旨の発言があった。

高村委員から「本事案については、個人の不注意という人的要因だけでなく、安全管理体制の組織的要因について多角的に分析をする必要がある。また、複数の委託関係の下で発生しており、地方公共団体から直接受託している事業者から、実際に個人データを取り扱う末端の事業者まで、個人情報に係る規定等の整備及びそれらの遵守状況のチェック体制が適切であったか等について把握することが必須である。これらの事実確認を重ね、原因分析をしっかりと行うことをとおして、的確な再発防止策が策定されるよう促すとともに、必要に応じて監督権限の行使の検討を進めていくことが重要と考える」旨の発言があった。

原案のとおり進めることとなった。

(3) 議題3：株式会社メタップスペイメントの個人情報の取扱いに関する対応について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

小川委員から「株式会社メタップスペイメントは、決済代行業者として、顧客の決済情報とともに、任意で加盟店から提供を受けた多数の顧客の個人データを取り扱っている。しかし、どのシステムで個人データを含む情報資産を取り扱っているのかを把握していないなど、個人データの取扱いに関するガバナンスに問題があったと考えている。委員会としては、経営層及び従業員が、まず個人データを取り扱っている範囲を把握して、その状況について定期的に監視・点検するなど、ガバナンス面での改善がなされるよう指導する必要がある」旨の発言があった。

原案のとおり進めることとなった。

なお、本議題については、事案の社会的な影響を勘案し、配布の公表資料と当該資料等に係る議事録、議事概要の部分のみを公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。

(4) 議題4：マイナンバーガイドライン改正（令和5年施行分）について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

原案のとおり、意見公募手続を進めることとなった。

(5) 議題5：監視監督について
※内容については非公表

以上